

問題 1

甲の罪責に関する以下の記述について、正しい場合には、「正」と、誤っている場合には、「誤」と解答用紙の冒頭に記載した上、その理由を簡潔に述べなさい（なお、「誤」と解答した場合で他の刑法上の犯罪が成立する場合には、その罪名も理由中で明らかにすること）。

- 1 甲は、A を殺害する目的で、A の 1メートル背後からけん銃を発射したところ、弾丸が A の胸部を貫通し、さらに 30メートル離れた場所の通行人 B の身体も貫通し、A 及び B に対し、それぞれ加療 2 か月を要する傷害を負わせた。甲には、A に対する殺人未遂罪、B に対する業務上過失傷害罪が成立し、両者は併合罪の関係にある。
- 2 自動車販売会社の実施していた試乗会においては、試乗後 15分以内に試乗会会場に戻ることが試乗の条件とされていたところ、甲は、自動車販売会社が所有する高級車を長時間にわたって乗り廻す意図であるのにその情を秘して、同試乗会に参加し、自動車販売会社の従業員 A に対し、甲一人で試乗したい旨を申し出、A は甲が試乗後 15分以内に戻ってくるものと信じて、甲の申し出を承諾した。甲は、試乗用の高級車に一人で乗車して、10時間余りにわたって、同車を走行させた上、路上に放置して逃げ去った。甲には試乗用の高級車について窃盗罪が成立する。

問題 2

次の事実関係（以下「本件」という）によれば、甲及び乙に建造物侵入罪及び業務妨害罪が成立することを前提に 1 以下の設問に答えなさい。

- (1) 甲は、乙と、A 銀行の現金自動預払機を利用する客のカードの暗証番号、名義人氏名、口座番号等を盗撮するため、現金自動預払機が複数台設置されており、行員が常駐しない A 銀行支店出張所 B（看守者は支店長）に営業中に立ち入り、うち 1 台の現金自動預払機に盗撮用ビデオカメラを設置し、その隣の現金自動預払機を相当時間にわたって占拠し続けることを共謀した。

- (2) そして、甲及び乙は、平成17年9月5日午後零時9分ころから同日午後1時47分ころまでの間、B出張所に営業中に立ち入り、1台の現金自動預払機Xに盗撮用ビデオカメラを設置し、その隣の現金自動預払機Yの前の床に受信機等の入った紙袋を置き、適宜交替しつつ、Yの前に立ってこれを占拠し続け、その間、入出金や振込等を行う一般の利用客のように装い、Yで適当な操作を繰り返すなどした。
- (3) このように隣の現金自動預払機を占拠し続けるのは、受信機等の入った紙袋が置いてあるのを不審に思われなくするためのと、盗撮用ビデオカメラを設置した現金自動預払機に客を誘導するためであった。なお、甲及び乙が、B出張所において上記の行為に及んでいた同日午後1時15分から午後1時47分までの間には、甲及び乙以外に他に客がいなかった。

- 1 上記事実関係によれば、甲及び乙のB出張所への立入りの外観は一般の現金自動預払機利用客のそれと特に異なるものとは認められない。本件について、建造物侵入罪の成立を認めることが可能か。
- 2 本件業務妨害罪における「業務」とは何か。
- 3 本件において成立した業務妨害罪は、「威力」によるものか、「偽計」によるものか。
- 4 本件において業務妨害罪が成立する範囲。
- 5 仮に、本件において対象とされている業務が公務員によって行われていた「公務」である場合、業務妨害罪は成立するか。

以上